

議案第23号	三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について			
企画政策課	市長の附属機関として新たに住宅基本計画策定委員会を、教育委員会の附属機関として新たに特別支援教育検討委員会を設けるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。			
【改正趣旨】	<p>①将来の社会経済状況等の変化に対応するとともに、今後も住み慣れた住宅で安心して生活できるように国や県の住生活基本計画の方針を踏まえ、三田市の現状と課題を分析した上で快適で安全・安心な暮らしを実感できる居住環境づくりに向け、三田市住宅基本計画を策定するため、学識経験者や関係団体等から選出された委員で構成される三田市住宅基本計画策定委員会を設置しようとするもの</p> <p>②市の今後の望ましい特別支援教育の在り方について、市民、学識経験者など様々な分野から選出した委員で構成される検討会を設置し、その意見を広く反映し提言を行うもの。特に、特別支援学級センター校及び地域校の課題を明確化し、今後の在り方について検討を行うもの</p>			
【関係法令】	地方自治法第138条の4第3項（附属機関）			
【改正内容】	①三田市住宅基本計画策定委員会（第2条関係）			
附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
三田市住宅基本計画策定委員会	市の住宅基本計画の策定に関する事項についての調査審議	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまで
【改正内容】	②三田市特別支援教育検討委員会（第2条関係）			
附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
三田市特別支援教育検討委員会	市の特別支援教育のあり方に関する事項についての調査審議	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 委員会が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまで
【施行期日】	平成24年4月1日			
【予算】	24年度予算に委員報酬、会場使用料等を要求			
【その他】	上記①、②の附属機関の運営等については、それぞれ規則の制定を行う。			